

大学英語教育学会関西支部運営要領

(支部運営要領)

第1条 本支部運営要領は、一般社団法人大学英語教育学会の学会運営規程第23条第1項に基づき、支部の運営に必要な事柄を定めるものとする。

(名称)

第2条 関西支部は「大学英語教育学会関西支部」(The Kansai Chapter of the Japan Association of College English Teachers) と呼ぶ。

(目的)

第3条 関西支部は、大学英語教育及び関連分野の理論と実践に関する研究と活動を通じて、大学英語教育の充実発展を図り、あわせて関西地区における会員相互の交流を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員)

第5条 関西支部の会員は、一般社団法人大学英語教育学会の一般会員及び団体会員で、原則として関西地区に勤務または居住する者とする。ただし、関西地区とは、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県の2府4県をいう。

(支部役員)

第6条 関西支部に次の役員を選出する。その任期は1期2年とする。

- (1) 支部長 1名、なお、学会運営規程第19条第1項のとおり、支部長は理事に推薦される。
 - (2) 副支部長 1から2名を置く。
 - (3) 支部幹事 若干名(支部事務局幹事を含む)
 - (4) 支部研究企画委員 若干名
 - (5) その他支部が必要と認めたもの 若干名
2. 任期は、西暦奇数年度の4月1日から起算する。ただし、支部研究企画委員においては、この限りではない。
 3. 支部役員は、辞任または任期満了後でも後任者が就任するまではその職責を行わ

なければならない。

4. 支部役員は、原則として定年を70歳とする。任期の途中で定年に達したときは、当該年度の終了まで、その任にあたる。ただし、学会運営規程第19条第4項にかかわらず、最長2期4年とする。

(支部役員の任務)

第7条 関西支部役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表し、必要に応じて支部役員会を招集し、これを主宰する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は支部長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- (3) 支部幹事は支部の事務を総括し、本部や他支部との連絡、その他の事務を行う。
- (4) 支部研究企画委員は支部長、支部幹事を助け、支部運営上の諸問題を処理する。
- (5) なお、関西支部が必要と認める役員を置いた場合には、当該役員はその行うべき任務を遂行する。

(支部役員の選出)

第8条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 支部長は、支部役員会が推薦し、支部総会で選出する。
- (2) 副支部長は、支部長の推薦に基づき支部役員会が選出し、支部総会の承認を得るものとする。
- (3) 支部幹事は、支部役員会が推薦し、支部総会の承認を得るものとする。
- (4) 支部研究企画委員は、支部研究企画委員会が推薦し、支部役員会の合意を得た後、支部総会の承認を得るものとする。

(支部役員会・支部委員会)

第9条 第6条(1)から(5)に定めた支部役員、理事(支部所属)及び社員(支部所属)をもって支部役員会を構成する。

2. 支部役員会は支部運営上の諸問題について審議する。
3. 支部は支部運営上の各種委員会を置くことができる。

(支部総会)

第10条 関西支部は毎年1回総会を開くものとする。また、必要に応じて、随時開くことができる。

2. 支部総会における議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

(経費)

第11条 関西支部の経費は、本部より配布される。毎月本部に対しその収支報告をしなければならない。

(支部事務局)

第12条 関西支部は支部事務局を支部幹事等の勤務大学等に置く。

(支部運営要領の変更)

第13条 本運営要領の変更は、支部役員会の議を経て、総会の承認を受けなければならない。また、変更があった場合は、学会運営規程第23条第2項に基づき、理事会に報告するものとする。

附則 この運営要領は2013年4月1日より施行する。

2. 支部長の選出は「大学英語教育学会関西支部 支部長選出規定」(2013年11月9日支部総会承認)に従う。